参考資料

（1）まち・ひと・しごと創生法

まち・ひと・しごと創生法
（平成 26 年 11 月 28 日法律第 136 号）

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　まち・ひと・しごと創生総合戦略（第八条）
第三章　都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（第九条・第十条）
第四章　まち・ひと・しごと創生本部（第十一条―第二十条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること（以下「まち・ひと・しごと創生」という。）が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画（以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。

（基本理念）

第二条　まち・ひと・しごと創生は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一　国民が個性豊かで魅力ある地域社会において潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に応じて環境の整備を図ること。

二　日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスについて、その需要及び供給を長期的に見通しつつ、かつ、地域における住民の負担の程度を考慮して、事業者及び地域住民の理解と協力を得ながら、現在及び将来におけるその提供の確保を図ること。

三　結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会が形成されるよう環境の整備を図ること。

四　仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること。

五　地域の特性を生かした創業の促進や事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会の創出を図ること。

六　前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図ること。

七　前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、国、地方公共団体及び事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努めること。

（国の責務）

第三条　国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2　国の関係行政機関は、まち・ひと・しごと創生に関する施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

3　国は、地方公共団体その他の者が行うまち・ひと・しごと創生に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならない。

4　国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、まち・ひと・しごと創生に関し、国民の関心と理解を深めるよう努めなければならない。

（地方公共団体の責務）

第四条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関し、国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条　事業者は、基本理念に配意してその事業活動を行うとともに、国又は地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（国民の努力）

第六条　国民は、まち・ひと・しごと創生についての関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）
第七条　国は、まち・ひと・しごと創生に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第二章　まち・ひと・しごと創生総合戦略
第八条　政府は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるものとする。
２　まち・ひと・しごと創生総合戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一　まち・ひと・しごと創生に関する目標
二　まち・ひと・しごと創生に関する施策に関する基本的方向
三　前二号に掲げるもののほか、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
３　まち・ひと・しごと創生本部は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の案を作成するに当たっては、人口の現状及び将来の見通しを踏まえ、かつ、第十二条第二号の規定による検証に資するようまち・ひと・しごと創生総合戦略の実施状況に関する客観的な指標を設定するとともに、地方公共団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
４　内閣総理大臣は、まち・ひと・しごと創生本部の作成したまち・ひと・しごと創生総合戦略の案について閣議の決定を求めるものとする。
５　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、まち・ひと・しごと創生総合戦略を公表するものとする。
６　政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、まち・ひと・しごと創生総合戦略を変更しなければならない。
７　第三項から第五項までの規定は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の変更について準用する。

第三章　都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略
（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）
第九条　都道府県は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該都道府県の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。
２　都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
一　都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
二　都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が構ずべき施策に関する基本的方向
三　前二号に掲げるもののほか、都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
３　都道府県は、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
（市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略）
第十条　市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、まち・ひと・しごと創生総合戦略（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。
２　市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
一　市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
二　市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向
三　前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
３　市町村は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第四章　まち・ひと・しごと創生本部
（設置）
第十一条　まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進を図るため、内閣に、まち・ひと・しごと創生本部（以下「本部」という。）を置く。
（所掌事務）
第十二条　本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　まち・ひと・しごと創生総合戦略の案の作成及び実施の推進に関すること。
二　まち・ひと・しごと創生総合戦略についてその実施状況の総合的な検証を定期的に行うこと。
三　前二号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（組織）
第十三条　本部は、まち・ひと・しごと創生本部長、まち・ひと・しごと創生副本部長及びまち・ひと・しごと創生本部員をもって組織する。
（まち・ひと・しごと創生本部長）
第十四条　本部の長は、まち・ひと・しごと創生本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。
２　本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
（まち・ひと・しごと創生副本部長）
第十五条　本部に、まち・ひと・しごと創生副本部長（次項及び次条第二項において「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。
２　副本部長は、本部長の職務を助ける。
（まち・ひと・しごと創生本部員）
第十六条　本部に、まち・ひと・しごと創生本部員（次項において「本部員」という。）を置く。
２　本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。
（資料の提出その他の協力）
第十七条　本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
２　本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
（事務）
第十八条　本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。
（主任の大臣）
第十九条　本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。
（政令への委任）
第二十条　この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則
（施行期日）
１　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二章から第四章までの規定は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（検討）
２　政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（2）「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について（通知）」（閣副第 979 号）

閣 副 第 979 号
平成 26 年 12 月 27 日

各都道府県知事　殿

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局長代理
内閣審議官　山崎　史郎

（印影印刷）

都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について（通知）

先般、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号。以下「法」という。）について、その趣旨等を「まち・ひと・しごと創生法の公布及び施行について（通知）」（平成 26 年 11 月 28 日付閣副第 881 号）によりお示ししました。都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、法第 9 条及び第 10 条に基づき、それぞれ、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）を策定するよう努めなければならないこととされています。

この地方版総合戦略の策定に当たっては、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）を勘案することとされていますが、「地方人口ビジョン」の策定に関する事項も含め、留意すべき事項を別紙に示しましたので、貴職におかれてはその趣旨を十分御理解の上、「地方人口ビジョン」及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定していただくようお願いします。

また、貴都道府県内の市町村長に対してもこの旨周知願います。

なお、この通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４（技術的な助言）に基づくものです。

（別紙）

Ⅰ　基本的な考え方

1．まち・ひと・しごと創生法の制定と国による「長期ビジョン」及び「総合戦略」の策定

（1）我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、日本全体、特に地方の人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことが、喫緊の課題となっている。

　このため、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「法」という。）が制定され、国としては、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を形成すること、地域社会を担う個性豊かで多様な人材について、確保を図ること及び地域における魅力ある多様な就業の機会を創出することの一体的な推進（以下「まち・ひと・しごと創生」という。）を図ることとしている。このことについては、「まち・ひと・しごと創生法の公布及び施行について（通知）」（平成26年11月28日付閣副第881号）においても通知したところである。

（2）国は、平成26年12月27日に、人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（以下「国の長期ビジョン」という。）及び今後５か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「国の総合戦略」という。）をそれぞれ閣議決定し、まち・ひと・しごと創生に総合的に取り組むこととしている。

2．地方公共団体による「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」の策定

（1）まち・ひと・しごと創生については、国と地方が一体となり、中長期的視点に立って取り組む必要がある。このため、各地方公共団体においては、国の長期ビジョン及び国の総合戦略を勘案しつつ、当該地方公共団体における人口の現状と将来の展望を提示する地方人口ビジョンを策定し、これを踏まえて、今後５か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「地方版総合戦略」という。）を策定していただきたい。

（2）地方版総合戦略は、各地方公共団体自らが、客観的な分析に基づいてその課題を把握し、地域ごとの「処方せん」を示すものである。したがって、地方版総合戦略は、各地方公共団体が自主性・主体性を発揮し、地域の実情に沿った地域性のあるものとすることが重要である。

（3）まち・ひと・しごと創生は、我が国の喫緊の課題であり、早急に取組を進める必要があることから、各地方公共団体におかれては、速やかに地方人口ビジョン及び地方版総合戦略策定の基本方針を明確にした上で、遅くとも平成27年度中には、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略を策定していただきたい。

（4）まち・ひと・しごと創生を実行する上では、住民、NPO、関係団体や民間事業者等の参加・協力が重要であることから、地方版総合戦略の策定に当たっては、例えば、住民代表や産業界・行政機関・大学・金融機関・労働団体（産官学金労）で構成する推進組織で審議するなど、広く関係者の意見が反映されるようにすることが重要である。

（5）地方版総合戦略の策定に際しては、地域課題に対する適切な短期・中期の政策目標を設定し、実施した施策・事業の効果を検証し、改善を図るPDCAサイクル（※）を確立することが重要である。

※PDCAサイクル：
Plan-Do-Check-Actionの略称。
Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の４つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。Plan-Doとして効果的な地方版総合戦略の策定・実施、Checkとして地方版総合戦略の成果の客観的な検証、Actionとして検証結果を踏まえた施策の見直しや地方版総合戦略の改訂を行うことが求められる。

（6）地方版総合戦略については、議会と執行部が車の両輪となって推進することが重要であることから、各地方公共団体の議会においても、地方版総合戦略の策定段階や効果検証の段階において、十分な審議が行われるようにすることが重要である。

（7）地方版総合戦略においては、従来の取組にとらわれない効果的な施策を定めることが重要であることから、政府として、地域経済分析システム等により、地域ごとのビッグデータを提供（産業、人口、観光などに関する地域データを地方公共団体が利用しやすい形で提供）することとしている。各地方公共団体におかれては、こうした支援や、地域金融機関、政府系金融機関等の知見なども活用しながら、効果的な地方版総合戦略の策定に取り組んでいただきたい。

Ⅱ　地方人口ビジョン

１．地方人口ビジョンの位置づけ

地方人口ビジョンは、各地方公共団体における人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するものである。この地方人口ビジョンは、地方版総合戦略において、まち・ひと・しごと創生の実現に向けて効果的な施策を企画立案する上で重要な基礎と位置付けられることを十分に認識して、策定する必要がある。

２．対象期間

地方人口ビジョンの対象期間は、国の長期ビジョンの期間（2060 年）を基本とする。なお、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計期間である 2040 年を目途とするなど、地域の実情に応じて期間を設定することも差し支えない。

３．記載事項

（１）人口の現状分析

ア　人口動向分析

各地方公共団体における、各種の人口動向分析の結果を記載する。具体的には、平成 26 年 10 月 20 日の説明会において提示した分析の考え方及びデータ等を参考にして、総人口や年齢３区分別人口等の推移、出生、死亡及び移動（転入及び転出）の推移等に関する動向分析を行い、その結果を記載する。その他、産業別の就業状況や雇用状況など人口動向に関連する事項等についても分析し、記載することが望まれる。

【人口動向分析の例】

①　総人口の推移と将来推計

②　年齢３区分別人口の推移と将来推計

※年齢３区分とは、年少人口（０歳～14 歳）、生産年齢人口（15 歳～64 歳）、老年人口（65 歳以上）の３区分のことをいう。

③　出生数、死亡数、転入数及び転出数の推移

④　総人口の推移に与えてきた自然増減（出生と死亡の差により生じる増減をいう。以下同じ。）及び社会増減（転入と転出の差により生じる増減をいう。以下同じ。）の影響

⑤　性別・年齢階級別の人口移動の状況

⑥　地域間の人口移動の状況

・都道府県にあっては、都道府県間の人口移動の状況及び都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）間の人口移動の状況

・市町村にあっては、他の市町村との人口移動の状況

※市町村間の人口移動については、内閣官房まち・ひと・しごと創

生本部事務局から平成 24 年、25 年の２か年分のデータを平成 27 年１月に提供する予定である。

イ　将来人口の推計と分析

社人研の「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年３月推計）」、民間機関による地域別将来人口推計、地方公共団体による独自の将来人口推計等、既存の将来人口推計を活用して、対象期間終期までの当該地方公共団体における将来人口の分析を行い、その結果を記載する。

【既存の将来人口推計を活用した分析の例】

① 出生率や移動率などについて仮定値を変えた人口推計における、総人口、性別・年齢階級別人口の比較

② 将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度

ウ　人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察

人口の変化が、将来の地域住民の生活や地域経済、地方行政に与える影響について分析又は考察を行い、その結果を記載する。

【人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察例】

① 小売店など民間利便施設の進出・撤退の状況

② 地域の産業における人材（人手）の過不足状況

③ 公共施設の維持管理・更新等への影響

④ 社会保障等の財政需要、税収等の増減による地方公共団体の財政状況への影響

（２）人口の将来展望

ア　将来展望に必要な調査分析

人口の将来を展望するに当たっては、地域住民の結婚・出産・子育ての希望や、地方移住に関する希望などを実現する観点を重視することが重要である。

このため、各地方公共団体においては、関係機関の協力を得つつ、以下のような調査分析を行うことが望まれる。

【将来展望に必要な調査分析の例】

① 住民の結婚・出産・子育てに関する意識・希望

※都道府県別の住民の結婚・出産等に関する意識・希望の調査結果については、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局から平成 27 年１月頃に提供する予定である。

② 地方移住の現状や希望状況（UIJ ターン、子育て期・退職期の移住など）

③　高校、専門学校、大学等卒業後の地元就職率の動向や進路希望状況
④　経済的・社会的・文化的に一体性を有する圏域を単位とする地域連携に関する調査

イ　目指すべき将来の方向

（1）の人口の現状分析及び（2）アの調査分析の結果を踏まえ、地方公共団体ごとに現状と課題を整理し、人口に関して目指すべき将来の方向を提示する。

ウ　人口の将来展望

国の長期ビジョンを勘案しつつ、（2）イで提示した将来の方向を踏まえた自然増減や社会増減に関する仮定を置き、総人口や性別・年齢3区分別人口といった人口等を展望し、その結果を記載する。

その際、都道府県と市町村とで、将来展望の考え方、自然増減や社会増減等の推計の方法等について、十分に意見交換、協議を行うことが望まれる。

また、人口の将来展望の期間としては、対象期間の終期だけでなく、地方版総合戦略との関連性を考慮して、2020 年の時点について記載するとともに、例えば10年ごとなど、対象期間中の中間時点についても記載することが望まれる。

Ⅲ　地方版総合戦略

1．地方版総合戦略の位置づけ

地方版総合戦略は、地方人口ビジョンを踏まえ、地域の実情に応じた今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめるものである。

地方版総合戦略は、国の総合戦略を勘案しつつ、効果の高い施策を集中的に実施していく観点から、以下の2．から5．までに示す内容に十分留意して、策定することが望まれる。

2．対象期間

地方版総合戦略の対象期間は平成27年度～平成31年度の5年間とする。

3．記載事項

（1）基本目標

国の総合戦略が定める政策分野を勘案して、地方版総合戦略における政策分野を定めるとともに、政策分野ごとの5年後の基本目標を設定する。

その際、基本目標は、実現すべき成果に係る数値目標（※）とする。仮に、実現すべき成果について定性的な目標を定める場合は、国の総合戦略の策定方法（法第8条第3項）と同様に、実施状況を検証する客観的な指標を設定し、後年度、実施状況を検証できるようにする。

※行政活動そのものの結果に係る数値目標（例：行政が実施する企業立地説明会の開催回数、移住に関するパンフレットの配布枚数）ではなく、その結果として国民にもたらされた便益に係る数値目標（例：雇用創出数、転入者数）をいう。

【国の総合戦略が定める政策分野】

① 地方における安定した雇用を創出する
② 地方への新しい人の流れをつくる
③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
④ 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

（２）講ずべき施策に関する基本的方向

（１）で定める政策分野ごとの基本目標を達成するために講ずべき施策の基本的方向を記載する。

【施策の基本的方向の例】

① 地方における安定した雇用を創出する

・ 地域の産業構造や自然環境等を分析した上で、農業や観光業など、雇用機会の確保や創出につながる地域の特性を生かした産業政策に取り組む
・ 多様な知識や経験を有する人材の大都市圏からの環流や、潜在的な労働供給力の活用も含めた地元の人材の育成・定着などを通じて、地域産業を支える人材の確保を図る　等

② 地方への新しい人の流れをつくる

・ 移住希望者の視点に立ち、雇用や住まい、教育等の移住の受け皿に関する総合的な環境整備を行うとともに、全国移住促進センター（仮称）の活用などを通じて、移住希望者向けの情報提供に取り組む
・ 地方においては、若者の大学進学時や就職時に東京圏への転出が多数に及んでいることから、地方大学等の活性化、企業等における地方採用・就労の拡大に取り組む　等

③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

・ 若者が希望どおり結婚し、子どもが持てるよう、若い世代の経済的安定を図る
・ 子育て世代包括支援センターの整備や周産期医療の確保などを通じて、妊娠・出産・子育てについて、切れ目のない支援を行う。
・ サービスの充実や子育てに係る負担の軽減などを通じて、子ども・

子育て支援の充実を図る
・　育児休業の取得促進や多様な働き方の普及などを通じて、ワーク・ライフ・バランスの実現を図る　等

④　時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する
・　「小さな拠点」づくりやコンパクトシティの推進など、地域の実情に応じたまちづくりを推進する
・　人口減少等を踏まえた既存ストックのマネジメント強化や地域のサービス提供機能の維持を図る
・　連携中枢都市圏や定住自立圏など、地域の実情に応じた地域間連携施策を推進する　等

（３）具体的な施策と客観的な指標

（２）に定める施策の基本的方向に沿って、政策分野ごとに具体的な施策を記載する。併せて、各施策の効果を客観的に検証できるようにするため、施策ごとに、客観的な重要業績評価指標（KPI）（※）を設定する。重要業績評価指標（KPI）は、原則として実現すべき成果に係る指標を設定するが、行政活動そのものの結果に係る指標を設定することも差し支えない。

なお、国の補助事業のみならず、地域の自主性を発揮した地方単独事業についても記載する。

具体的な施策を企画立案するに当たっては、国の総合戦略におけるアクションプランが参考となる。

※重要業績評価指標（KPI:Key Performance Indicator）:
施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標をいう。

（４）客観的な効果検証の実施

国の総合戦略においては、政策分野ごとの基本目標を明確に設定し、これに基づく「政策パッケージ」を提示するとともに、重要業績評価指標（KPI）により施策の効果を検証し、改善を行う仕組み（PDCA サイクル）を構築している。地方版総合戦略においても、PDCA サイクルを導入して、その進捗を基本目標に係る数値目標や具体的な施策に係る重要業績評価指標（KPI）の達成度により検証し、改善する仕組みを構築することが重要である。

その際、効果検証の客観性を担保するため、できる限り、外部有識者等を含む検証機関を設置するとともに、当該検証機関は、基本目標の数値目標及び具体的な施策に係る重要業績評価指標（KPI）の達成度を検証するものとする。

なお、当該検証機関による検証に当たっては、必要に応じ、住民からの意見聴取等を行うことや、当該地方版総合戦略の見直しの提言を行うことが考えられる。

４．地方版総合戦略の改訂

地方版総合戦略は、検証機関による検証に加え、施策の効果等についての各地方公共団体の議会における審議等も踏まえ、必要に応じて改訂するものとする。

５．その他の留意事項

ア　都道府県と市町村は、十分に意見交換や協議を行うとともに、連携して地方版総合戦略を策定し、推進することとする。

イ　都道府県が地方版総合戦略を策定するに当たっては、当該都道府県内を経済的・社会的背景等に即した地域に区分した上で、その地域ごとに、実情に応じた基本目標、基本的方向及び具体的な施策等を定めることも差し支えない。

ウ　市町村が地方人口ビジョン及び地方版総合戦略を策定するに当たっては、まち・ひと・しごと創生に資すると考えられる場合には、例えば、連携中枢都市圏や定住自立圏等の圏域を策定単位とするなど、複数の市町村が共同して策定することも差し支えない。

（3）全国区市町村等連携一覧

（平成 27 年８月現在）

①区が地方と関わりを持っている事例（民間の事例も含む）

No.	連携自治体	担当部署	名称（事業名等）	事業主体	内容
1	福島県いわき市	芝地区総合支所協働推進課	新橋イルミネーションフェスタ	（主催）愛宕一之部連合町会 ラ・ピスタ新橋地元連絡協議会 （後援）新橋地区12商店会	・平成26年11月17日・18日の２日間、いわき市や北九州市の特産品をＰＲする物産展を開催 ・平成23年４月23日に港区と福島県いわき市が災害時の相互協力協定を結んだことを記念して、いわき市の復興支援並びに歳末たすけあい運動として開催したもので、来場者に募金を呼びかけるイベントも実施
		高輪地区総合支所協働推進課	天の川蛍祭	白金プラザ会	下記のイベントを例年７月上旬に実施 ・子ども縁日 ・商店会員店舗による屋台村、地方都市による物産展
		産業・地域振興支援部観光政策担当	復興支援うちわの作成	区	いわき市、大島町の復興支援のため、両自治体をＰＲするうちわを作成
		産業・地域振興支援部産業振興課	商店街友好都市との交流に関する基本協定	区	商店街振興・観光振興の促進を図るため、基本協定を締結
			新橋こいち祭	新橋地区12商店会	商店街友好都市との交流に関する基本協定を締結している都市の祭への参加
			森永エンゼル街○周年大感謝セール	森永エンゼル街	商店街イベントでの物産品販売等
			プラチナヒルズフェスティバル	プラチナヒルズ商栄会	
			麻布十番納涼まつり	麻布十番商店街（振）	
			地域消費喚起事業（ミ～モでネットショッピング）	港区商店街連合会	港区商店街連合会のインターネットバーチャルショッピングモール「ミ～モ」での国の補助金を使っての港区と地方都市の物産品の割引販売
		産業・地域振興支援部産業振興課	町ぐるみ三田納涼カーニバル	三田商店街振興組合	商店街友好都市との交流に関する基本協定を締結している都市の祭への参加
		赤坂地区総合支所協働推進課	初夏の一ツ木チャリティワゴンセール	赤坂一ツ木通り商店街（振）	商店街イベントでの物産品販売等
			秋の一ツ木チャリティワゴンセール		
		総務部人事課	いわき市中長期派遣	区	「派遣職員の取扱いに関する協定書」をもとに、平成23年９月より港区職員をいわき市へ中長期派遣 【年度別派遣人数】 平成23月９月１日～平成23年１月31日（中期派遣）２名 平成24年４月１日～平成25年３月31日（長期派遣）２名 平成25年４月１日～平成26年３月31日（長期派遣）２名 平成26年４月１日～平成27年３月31日（長期派遣）２名 平成27年４月１日～平成28年３月31日（予定）（長期派遣）２名
		教育委員会事務局生涯学習推進課	・被災地支援物産展 ・フェスティばるーん	区	「商店街友好都市との交流に関する基本協定に基づき」東日本大震災に伴う被災自治体等の復興支援のため、生涯学習センターの利用料を免除して物産展の出店に協力
		防災危機管理室防災課	災害時相互協力協定	区	災害時における応急対策及び復旧対策を相互に協力して行う

No.	連携自治体	担当部署	名称（事業名等）	事業主体	内容
2	山形県舟形町	麻布地区総合支所管理課	麻布地区サマースクールin舟形町	区	夏に舟形町を訪問し、トレッキング、川遊び、野菜収穫、縄文炎祭参加、地元住民との交流などを実施
		麻布地区総合支所管理課	疎開権利付き１年遅れふるさと便～ふながた～	東麻布街づくり協議会	・東麻布街づくり協議会と舟形町安全安心まちづくり協議会が震災避難協定を締結し、舟形町は災害時に疎開先として最長２ヵ月間200人程度を受入 ・東麻布街づくり協議会は年会費１人5,000円を納付震災が無かった場合は次年度舟形町の特産品が届く
		産業・地域振興支援部産業振興課	商店街友好都市との交流に関する基本協定	区	商店街振興・観光振興の促進を図るため、基本協定を締結
			かかしまつり	東麻布商店会	商店街友好都市との交流に関する基本協定を締結している都市の祭への参加
			地域消費喚起事業（ミ～モでネットショッピング）	港区商店街連合会	港区商店街連合会のインターネットバーチャルショッピングモール「ミ～モ」での国の補助金を使っての港区と地方都市の物産品の割引販売
		教育委員会事務局生涯学習推進課	港区立小・中学校体験（自然、交流）事業	白金の丘小ＰＴＡ	・区立小・中学校と連携し小中学生の体験（自然、交流）事業を行っているＰＴＡに交通費を補助 ・事業内容は毎年各ＰＴＡが企画・実施しており、一部の学校においては、特定の自治体の小学校と交流を継続
3	岐阜県郡上市	赤坂地区総合支所協働推進課 産業・地域振興支援部産業振興課	赤坂･青山と郡上市の中学生交流事業	区	・赤坂・青山に郡上市の中学２年生が来訪。青山霊園・梅窓院等やＴＢＳやホンダ等の日本を代表する企業訪問等を通じ、自分の生き方を考えることなどを目的とする ・併せて青少年対策地区委員会の御協力をもらい、赤坂中・青山中生徒と街の散策等を通じ交流し、相互の地域の魅力について学習
		赤坂地区総合支所協働推進課	郡上市　田舎の夏休み体験教室(小学生交流)		赤坂・青山の子どもたちが郡上を訪れ、豊かな自然に触れ、農業体験や川遊び、星の観察などを体験し、自然や生命の大切さや自然の中での遊びを学び、子どもたちの健全育成を促進
			郡上おどりin青山	青山外苑前商店街振興組合	商店街友好都市との交流に関する基本協定を締結している都市の祭への参加
		産業・地域振興支援部産業振興課	商店街友好都市との交流に関する基本協定	区	商店街振興・観光振興の促進を図るため、基本協定を締結
		防災危機管理室防災課	災害時相互協力協定	区	災害時における応急対策及び復旧対策を相互に協力して実施
4	福島県喜多方市	高輪地区総合支所協働推進課	天の川蛍祭	白金プラザ会	下記のイベントを例年７月上旬に実施 ・子ども縁日 ・商店会員店舗による屋台村、地方都市による物産展
		産業・地域振興支援部産業振興課	森永エンゼル街○周年大感謝セール	森永エンゼル街	商店街イベントでの物産品販売等
			初夏の一ツ木チャリティワゴンセール	赤坂一ツ木通り商店街（振）	
		教育委員会事務局生涯学習推進課	･被災地支援物産展 ･フェスティばるーん	区	東日本大震災に伴う被災自治体等の復興支援のため、生涯学習センターの利用料を免除して物産展の出店に協力

No.	連携自治体	担当部署	名称（事業名等）	事業主体	内容
5	茨城県つくば市	高輪地区総合支所協働推進課	天の川蛍祭	白金プラザ会	下記のイベントを例年７月上旬に実施 ・子ども縁日 ・商店会員店舗による屋台村、地方都市による物産展
		産業・地域振興支援部産業振興課	プラチナヒルズフェスティバル	プラチナヒルズ商栄会	商店街イベントでの物産品販売等
			白金・四の橋夏まつり	白金商店会	
			初夏の一ツ木チャリティワゴンセール	赤坂一ツ木通り商店街（振）	
		教育委員会事務局生涯学習推進課	・被災地支援物産展 ・フェスティばるーん	区	東日本大震災に伴う被災自治体等の復興支援のため、生涯学習センターの利用料を免除して物産展の出店に協力
6	茨城県常陸太田市	高輪地区総合支所協働推進課	天の川蛍祭	白金プラザ会	下記のイベントを例年７月上旬に実施 ・子ども縁日 ・商店会員店舗による屋台村、地方都市による物産展
		産業・地域振興支援部産業振興課	白金・四の橋夏まつり	白金商店会	商店街イベントでの物産品販売等
7	茨城県稲敷郡阿見町	芝地区総合支所協働推進課	芝・ネイチャー大学校(阿見町農作業体験)	区	芝地区の子どもとその保護者が、阿見町で自然体験や農作業体験をとおして世代間交流を図るとともに、自然の大切さや自然を守る活動の役割を学ぶ
			高齢者の買い物支援	区	・近所に日用品のお店が少ない、重いものを運ぶことがないなど、買い物に困っている地域のひとり暮らし高齢者等に対して、気軽に利用できる買い物支援サービスを実施 ・阿見町や商店街等と連携し、いきいきプラザなどの施設で注文を受け渡すサービスや、購入品を一緒に自宅まで運ぶ動向支援を実施
8	新潟県十日町市	高輪地区総合支所協働推進課	天の川蛍祭	白金プラザ会	下記のイベントを例年７月上旬に実施 ・子ども縁日 ・商店会員店舗による屋台村、地方都市による物産展
			Snow Christmas		新潟県十日町市の協力の下、十日町市から白金に運んだ雪を地域の子どもたちが満喫できるよう、雪広場等の雪で遊べる催しを実施
9	宮城県女川町	高輪地区総合支所協働推進課	白金四の橋夏まつり	白金商店街	下記のイベントを例年８月上旬に実施 ・子ども縁日 ・商店会員店舗による屋台村、地方都市による物産展 東日本大震災復興支援団体東北応援団白金支部の活動の一環として、女川町を招待
		産業・地域振興支援部産業振興課	麻布十番納涼まつり	麻布十番商店街（振）	商店街イベントでの物産品販売等
10	北海道佐呂間町	産業・地域振興支援部産業振興課	商店街友好都市との交流に関する基本協定	区	商店街振興・観光振興の促進を図るため、基本協定を締結
			町ぐるみ三田納涼カーニバル	三田商店街振興組合	商店街友好都市との交流に関する基本協定を締結している都市の祭への参加
			地域消費喚起事業（ミ～モでネットショッピング）	港区商店街連合会	港区商店街連合会のインターネットバーチャルショッピングモール「ミ～モ」での国の補助金を使っての港区と地方都市の物産品の割引販売
11	群馬県沼田市	高輪地区総合支所協働推進課	天の川蛍祭	白金プラザ会	下記のイベントを例年７月上旬に実施 ・子ども縁日 ・商店会員店舗による屋台村、地方都市による物産展
		産業・地域振興支援部産業振興課	白金・四の橋夏まつり	白金商店会	商店街イベントでの物産品販売等
			秋の一ツ木チャリティワゴンセール	赤坂一ツ木通り商店街（振）	
12	茨城県笠間市		森永エンゼル街○周年大感謝セール	森永エンゼル街	商店街イベントでの物産品販売等
			初夏の一ツ木チャリティワゴンセール	赤坂一ツ木通り商店街（振）	商店街イベントでの物産品販売等

No.	連携自治体	担当部署	名称（事業名等）	事業主体	内容
13	全国自治体	産業・地域振興支援部 産業振興課	商店街と地方都市との交流物産展	区	商店街と地方都市とのさらなる交流の契機作りの一環として商店街と地方都市との交流物産展を開催
14	23区	防災危機管理室 防災課	災害時相互協力協定	区	災害時における応急対策及び復旧対策を相互に協力して行う
15	※1 協定を締結した 75市町村	環境リサイクル支援部 環境課	みなとモデル二酸化炭素固定認証制度	区	間伐材等利用協定を区と締結した75市町村（協定自治体）から産出される木材（協定木材）の区内に建築される一定規模以上の建築物での利用を促し、木材利用量に見合うCO_2固定量を認証する。
16	※2 協定を締結した 23市町村	防災危機管理室 防災課	災害時相互協力協定	区	義士親善友好都市との災害時における相互協力協定（23自治体）
17	福岡県 北九州市	芝地区総合支所 協働推進課	新橋 イルミネーション フェスタ	（主催） 愛宕一之部 連合町会 ラ・ピスタ新橋地元連絡協議会 （後援） 新橋地区12商店会	・平成26年11月17日・18日の２日間、いわき市や北九州市の特産品をＰＲする物産展を実施 ・平成23年４月23日に港区と福島県いわき市が災害時の相互協力協定を結んだことを記念して、いわき市の復興支援並びに歳末たすけあい運動として開催したもので、来場者に募金を呼びかけるイベントも実施
18	岩手県 釜石市	芝地区総合支所 協働推進課	慶仲祭	慶応仲通り商店会	慶応仲通り商店会のお祭りに、復興支援として釜石市の虎舞保存連合会が虎舞を披露
19	山形県庄内町	高輪地区総合支所 協働推進課	天の川蛍祭	白金プラザ会	下記のイベントを例年７月上旬に実施 ・子ども縁日 ・商店会員店舗による屋台村、地方都市による物産展
20	茨城県 高萩市				
21	茨城県 鉾田市	高輪地区総合支所 協働推進課	桜まつり	三田台町会	町会の桜まつりと茨城県鉾田市の野菜等の産地直売を同時に開催
22	福島県 柳津町	芝浦港南地区総合支所 協働推進課	芝浦港南地区自治体間交流促進事業	区	・毎年８月の柳津花火大会に合わせて、港区芝浦港南地区台場地域の子どもたちを対象として、２泊３日で柳津町を訪問し、自然体験や野菜収穫、湖水遊びなど都会では味わえない体験をするとともに地元の子どもたちと交流を実施 ・冬にはお台場で、柳津町の子どもたちがお台場の子どもたちとクルージングやスポーツを通した交流を実施
23	秋田県 にかほ市	芝浦港南地区総合支所 協働推進課	秋田県にかほ市交流事業	区	毎年８月に、港区芝浦港南地区の小学４～６年生を対象に、２泊３日でにかほ市を訪問し、民家でのホームステイや自然体験、地元の子どもたちとの交流を実施
24	東京都大島町	産業・地域振興支援部 観光政策担当	復興支援うちわの作成	区	いわき市、大島町の復興支援のため、両自治体をＰＲするうちわを作成
25	兵庫県 赤穂市	産業・地域振興支援部 産業振興課	赤穂義士祭忠臣蔵交流物産市	区	赤穂義士祭を活用した忠臣蔵サミット加盟市区町の相互交流（H24年度参加）
26	徳島県		高輪のれんノ市	メリーロード高輪	商店街イベントでの物産品販売等
27	宮城県 仙台市		麻布十番納涼まつり	麻布十番商店街（振）	商店街イベントでの物産品販売等
28	宮城県 石巻市				
29	宮城県 登米市				
30	埼玉県 東松山市				
31	宮城県 気仙沼市				

No.	連携自治体	担当部署	名称（事業名等）	事業主体	内容
32	福島県河沼郡会津坂下町	産業・地域振興支援部産業振興課	初夏の一ツ木チャリティワゴンセール	赤坂一ツ木通り商店街（振）	商店街イベントでの物産品販売等
33	千葉県我孫子市		秋の一ツ木チャリティワゴンセール		
34	岩手県大船渡市		秋の一ツ木チャリティワゴンセール		
35	東京都あきる野市	環境リサイクル支援部環境課	みなと区民の森づくり	区	・あきる野市から約20haの市有林を借り受け「みなと区民の森」として区民・事業者・区が協働で整備 ・整備後の森と周辺の里山や渓流、農地を活用した環境学習事業を実施
36	東京都あきる野市	環境リサイクル支援部環境課	環境交流事業	区	あきる野市と連携し、小学３・４年生を対象として、隔年主催でそれぞれの区市の環境を生かした自然体験・環境学習を実施
37	秋田県美郷町	教育委員会事務局生涯学習推進課	港区立小･中学校体験（自然、交流）事業	御田小ＰＴＡ	・区立小・中学校と連携し小中学生の体験（自然、交流）事業を行っているＰＴＡに交通費を補助 ・事業内容は毎年各ＰＴＡが企画・実施しており、一部の学校においては、特定の自治体の小学校と交流を継続
38	東京都青ヶ島小学校利島小学校	御成門小学校	青ヶ島小学校､利島小学校との交流活動	学校	地域案内で一緒に東京タワーに行くとともに、授業・休み時間・給食などで共に活動
39	秋田県仙北郡美郷町立千畑小学校	御田小学校	秋田県仙北郡美郷町立千畑小学校との交流活動	学校	夏季休業日中にホームステイによる自然体験、全校による事前集会・事後報告会及び授業におけるビデオやメール、手紙での双方向での交流学習の実施

②区が協議会等に参加している事例

No.	連携自治体	担当部署	名称（事業名等）	事業主体	内容
40	忠臣蔵ゆかりの自治体	産業・地域振興支援部産業振興課	義士親善友好都市交流会議	兵庫県 赤穂市	忠臣蔵ゆかりの自治体の交流会 （平成24年度参加）
41	※3 温泉所在都市協議会加盟市	産業・地域振興支援部観光政策担当	温泉所在都市協議会	全国市長会	全国の温泉所在都市間の交流、情報交換、ＰＲ （港区の温泉はプリンスパークタワー、麻布黒美水温泉）
42	※4 参画自治体 (57自治体)	企画経営部企画課	日本一美しく豊かな砂浜海岸のまち協議会	京都府 京丹後市	海岸砂浜の環境保全のための施策・課題を共有し、海岸砂浜を活用したビーチスポーツ・文化活動を連携して実施

※１　みなとモデル二酸化炭素固定認証制度協定締結自治体（75 自治体）
（北海道）紋別市、下川町、豊富町、津別町、滝上町（青森県）十和田市、七戸町（岩手県）葛巻町、住田町（宮城県）石巻市（秋田県）大館市、湯沢市、北秋田市、上小阿仁村（山形県）金山町（栃木県）鹿沼市（群馬県）沼田市、神流町（東京都）あきる野市、檜原村（新潟県）妙高市（富山県）南砺市（福井県）あわら市、坂井市(山梨県）大月市、南部町、丹波山村（長野県）小諸市、信濃町（岐阜県）高山市、郡上市、東白川村（静岡県）静岡市、浜松市、富士宮市、富士市、川根本町（三重県）松阪市、紀北町（滋賀県）多賀町（兵庫県）朝来市、宍粟市（奈良県）宇陀市、 吉野町、東吉野村、黒滝村、川上村、天川村、十津川村（和歌山県）新宮市（鳥取県）智頭町、南部町、日南町、江府町（島根県）隠岐の島町（岡山県）西粟倉村、 津山市、 真庭市（山口県）長門市（徳島県）三好市、那賀町（愛媛県）西条市、西予市、久万高原町（高知県）四万十市、馬路村、本山町、中土佐町、梼原町、四万十町（福岡県）八女市（熊本県）小国町（宮崎県）都城市、日南市、諸塚村【平成 27 年 12 月現在】

※２　義士親善友好都市（23 自治体）
（北海道）砂川市（岩手県）一関市（茨城県）笠間市、桜川市（栃木県）大田原市（群馬県）藤岡市（東京都）千代田区、港区、新宿区、墨田区（新潟県）新発田市（長野県）諏訪市（愛知県）西尾市（滋賀県）大津市、野洲市（兵庫県）相生市、豊岡市、加西市、篠山市、加東市、赤穂市（広島県）三次市（熊本県）山鹿市【平成 27 年４月１日現在】

※３　温泉所在都市協議会加盟市（109 自治体）
（北海道）小樽市、釧路市、千歳市、登別市、伊達市（秋田県）大館市、湯沢市、鹿角市（岩手県）盛岡市、花巻市、二戸市（山形県）米沢市、鶴岡市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、尾花沢市、南陽市（宮城県）大崎市、白石市（福島県）会津若松市、福島市、郡山市、いわき市、喜多方市、二本松市（新潟県）十日町、村上市、五泉市（石川県）金沢市、七尾市、輪島市、加賀市（福井県）あわら市（長野県）茅野市（東京都）港区（神奈川県）秦野市、厚木市（千葉県）館山市、鴨川市（茨城県）北茨城市、常陸大宮市（栃木県）日光市、那須塩原市（群馬県）渋川市、安中市（山梨県）甲府市、笛吹市（静岡県）静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、富士宮市、伊東市、御殿場市、焼津市、藤枝市、掛川市、下田市、伊豆市、伊豆の国市（岐阜県）岐阜市、高山市、羽島市、恵那市、下呂市（三重県）津市、鳥羽市（滋賀県）大津市（京都府）亀岡市（兵庫県）洲本市、宝塚市（山口県）山口市、長門市（鳥取県）鳥取市、米子市（徳島県）三好市（香川県）高松市（愛媛県）松山市（福岡県）朝倉市、筑紫野市（佐賀県）武雄市、嬉野市（長崎県）島原市、雲仙市（大分県）大分市、別府市、中津市、日田市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、由布市、国東市（熊本県）山鹿市、菊池市、阿蘇市（宮崎県）日南市、えびの市（鹿児島県）鹿児島市、薩摩川内市、指宿市、霧島市、垂水市、日置市、姶良市【平成 27 年４月現在】

※４　日本一美しく豊かな砂浜海岸のまち協議会参加自治体（57 自治体）
（北海道）島牧村、釧路町（青森県）平内町（宮城県）七ヶ浜町（秋田県）由利本荘市、八峰町（茨城県）鹿嶋市、大洗町、東海村（東京都）港区（新潟県）佐渡市、胎内市（石川県）かほく市（福井県）小浜市、美浜町、高浜町（静岡県）静岡市、焼津市、下田市、牧之原市、南伊豆町、松崎町（愛知県）蒲郡市（三重県）熊野市、志摩市、尾浜町（京都府）舞鶴市、宮津市、京丹後市（大阪府）貝塚市、岬町（兵庫県）香美町、新温泉町（和歌山県）有田市、みなべ町、白浜町、那智勝浦町、串本町（鳥取県）鳥取市、岩美町、湯梨浜町、琴浦町、隠岐の島町（広島県）坂町（山口県）光市（徳島県）阿南市（高知県）須崎市、芸西村、黒潮町（福岡県）行橋市（長崎県）壱岐市、新上五島町（熊本県）玉名市（宮崎県）高鍋町（鹿児島県）日置市（沖縄県）南城市、久米島町【平成 27 年７月 20 日現在】

（4）港区の財政状況

①財政収支の見通し

特別区民税収入の推移

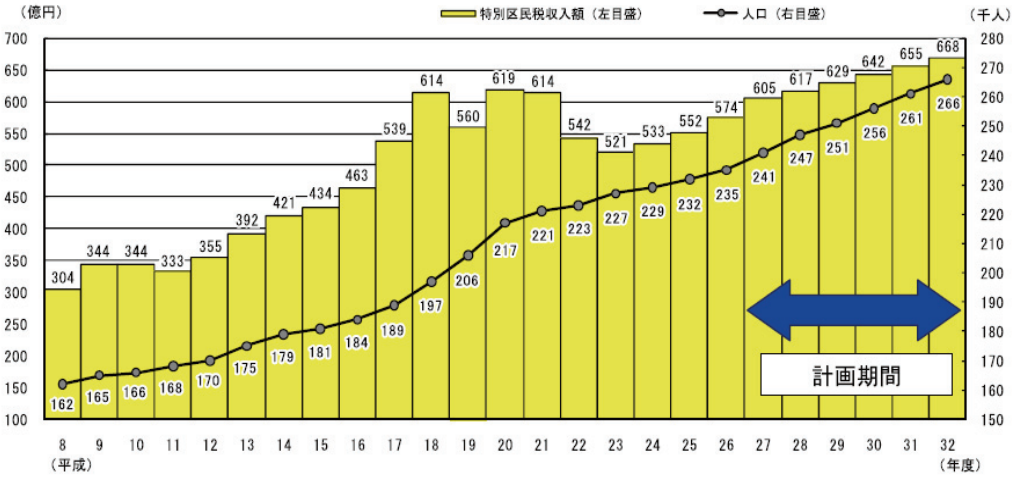

出典：港区基本計画・港区実施計画（平成 27 年３月発行）

②財政収支の状況

歳入構成比の比較（他団体）

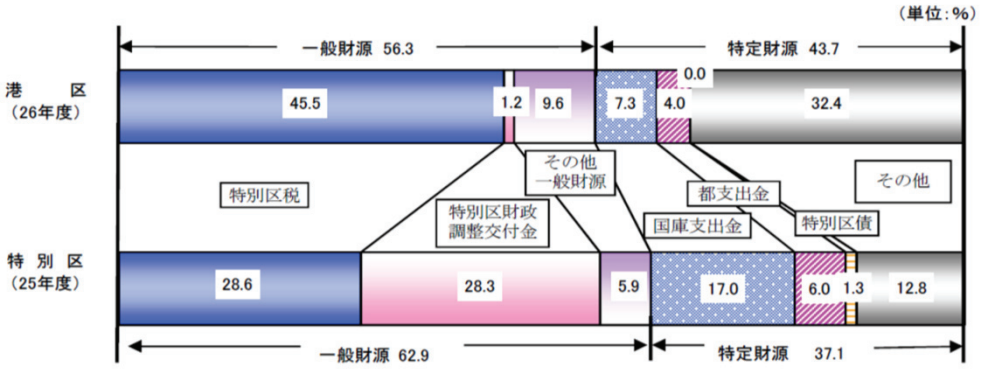

経常収支比率の推移

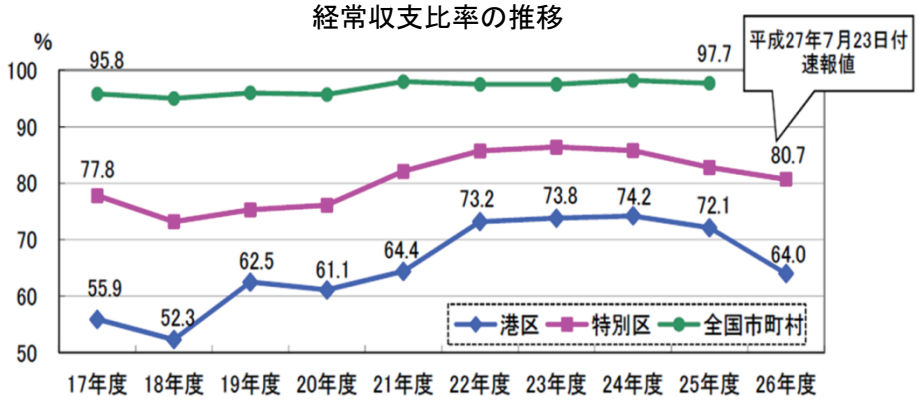

出典：平成 26 年度決算港区財政レポート

区　の　木

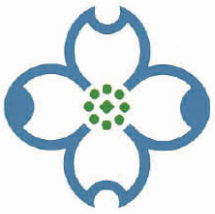

区　の　花

港区のマークは、昭和 24 年 7 月 30 日に制定しました。旧芝・麻布・赤坂の３区を一丸とし、その象徴として港区の頭文字である「み」を力強く、図案化したものです。

刊行物発行番号　27139－5811

港区まち・ひと・しごと創生総合戦略

（港区人口ビジョン・港区総合戦略）

平成28年（2016年）３月発行

発行：港区

編集：港区企画経営部企画課

港区芝公園一丁目５番25号

電話　03-3578-2111（代表）

http://www.city.minato.tokyo.jp/

港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。
この印刷物は、古紙を活用した再生紙を使用しています。

港区